

第7回軽米町議会定例会

平成28年 3月 3日(木)

午前10時00分 開会

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の平成28年度施政方針演述
- 日程第 4 教育委員長の平成28年度教育行政方針演述
- 日程第 5 同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 6 同意案第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 7 同意案第3号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 1号 軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第 2号 軽米町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 3号 軽米町行政不服審査会条例
- 日程第11 議案第 4号 軽米町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 5号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 6号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 7号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 8号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第 9号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第10号 軽米町税条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第11号 軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第12号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第13号 軽米町農林業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて
- 日程第22 議案第15号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることにつ

いて

- | | | |
|---------|-----------|----------------------------------|
| 日程第 2 3 | 議案第 1 6 号 | あっせんの申立てに関し議決を求めることについて |
| 日程第 2 4 | 議案第 1 7 号 | 平成 2 7 年度軽米町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 2 5 | 議案第 1 8 号 | 平成 2 7 年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 2 6 | 議案第 1 9 号 | 平成 2 7 年度軽米町水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 0 号 | 平成 2 8 年度軽米町一般会計予算 |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 1 号 | 平成 2 8 年度軽米町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 2 9 | 議案第 2 2 号 | 平成 2 8 年度軽米町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 3 0 | 議案第 2 3 号 | 平成 2 8 年度介護保険特別会計予算 |
| 日程第 3 1 | 議案第 2 4 号 | 平成 2 8 年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 3 2 | 議案第 2 5 号 | 平成 2 8 年度軽米町水道事業会計予算 |

○出席議員（14名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 中里宜博君 | 2番 | 中村正志君 |
| 3番 | 田村せつ君 | 4番 | 川原木芳蔵君 |
| 5番 | 上山勝志君 | 6番 | 舘坂久人君 |
| 7番 | 茶屋隆君 | 8番 | 大村税君 |
| 9番 | 松浦満雄君 | 10番 | 本田秀一君 |
| 11番 | 細谷地多門君 | 12番 | 古舘機智男君 |
| 13番 | 山本幸男君 | 14番 | 松浦求君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

| | | |
|--------------|----|--------|
| 町 | 長 | 山本賢一君 |
| 副町 | 長 | 藤川敏彦君 |
| 教 | 育 | 菅波俊美君 |
| 総務課 | 長 | 日山充君 |
| 税務会計課 | 長 | 山田元君 |
| 町民生活課 | 長 | 中野武美君 |
| 健康福祉課 | 長 | 川原木純二君 |
| 産業振興課 | 長 | 高田和己君 |
| 地域整備課 | 長 | 新井田一徳君 |
| 農業委員会 | 会長 | 日山一夫君 |
| 監査委員 | 員 | 瀧澤英敬君 |
| 教育委員 | 長 | 戸草内勝夫君 |
| 農業委員会事務局 | 長 | 高田和己君 |
| 選挙管理委員会事務局 | 長 | 日山充君 |
| 健康ふれあいセンター | 所長 | 川原木純二君 |
| 水道事業所 | 所長 | 新井田一徳君 |
| 再生可能エネルギー推進室 | 長 | 平俊彦君 |
| 税務会計課担当主幹 | | 於本一則君 |

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

| | | |
|-------|------|-------|
| 議会事務局 | 長 | 佐藤暢芳君 |
| 議会事務局 | 主任主査 | 橋本邦子君 |
| 議会事務局 | 主査 | 鶴飼義信君 |

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦 求君） おはようございます。ただいまから、第7回軽米町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎諸般の報告

○議長（松浦 求君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本定例会に町長から3月3日付で、同意案3件、議案25件及び各課の事務報告書の提出がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、茶屋隆君、中村正志君、細谷地多門君、田村せつ君、中里宜博君、古舘機智男君、大村税君、松浦満雄君の8名であります。いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、平成27年11月分から平成28年1月分までに係る現金出納検査結果及び平成27年度定期監査結果の報告があり、その写しをお手元に配付してございます。

また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しをお手元に配付してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、2月25日午後2時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より3月16日までの14日間とし、同意案3件については、本日本会議場において審議、採決することとし、議案第1号から議案第25号までの25件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

また、議会運営委員会の協議において、本日行われる町長の平成28年度施政方針演述と教育委員長の平成28年度教育行政方針演述に対しまして、特にこれに限り追加質問を許すことで協議が調った旨、議会運営委員長より報告がありました。

質問される議員は、本日午後5時までに事務局に通告願います。

次に、管外から郵送により陳情1件の提出がありましたので、資料としてお手元に配付してございます。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は、お手元に印刷配付してございますので、朗読は省略します。

これで、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦 求君） これより、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、13番、山本幸男君、1番、中里宜博君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦 求君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月16日までの14日間にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月16日までの14日間に決定しました。

◎町長の平成28年度施政方針演述

○議長（松浦 求君） 日程第3、町長の平成28年度施政方針演述を行います。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに平成28年3月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。定例会の開催にあたりまして、町政運営に対する私の所信を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の経済状況は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」の3本の矢からなる経済財政政策を一体的に推進してきたことにより、企業を取り巻く環境は改善し、雇用・所得環境も改善するなど、デフレ脱却・経済再生に向けた取り組みは、全体として着実に前進しており、景気は穏やかな回復基調が続いていると見ています。

また、国は平成28年度予算編成の基本方針として、「経済・財政再生計画」の着実な推進と、「一億総活躍社会」の実現とTPP（環太平洋パートナーシップ）を踏まえた対応を掲げており、この方針に基づいて予算編成を行ったとしております。

「地方財政対策」については、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同

水準を確保するとしております。

これに対し、全国町村会等地方六団体は、共同声明として、地方の一般財源総額がほぼ前年度並みに確保されたことを評価しつつも、地域経済の活性化及び地方創生に全力で取り組んでいくためにも、今後とも地方税財源の充実確保を強く要望したところであります。

以上のように平成28年度の地方財政計画は、ほぼ前年並みの予算が確保されたところでありますが、当町においては、先に実施された国勢調査人口が大幅に減少したことなどから、地方交付税額は削減が予想されており、厳しい財政状況になるものと見込んでおります。

従いまして、平成28年度当町の予算編成に当たっては、このような財政状況を踏まえ、歳入では、町税収入の確保や適正な受益者負担をお願いしつつ、自主財源の確保に努めるとともに、歳出では、費用対効果の検証による事務事業の見直しなど、歳入に見合う歳出の抑制を基本とした健全財政の取り組みを強化しながら、豊かで安心して生活できる魅力ある地域社会の創造に向けた、身近な社会資本の整備、地域福祉の向上及び学校教育環境の充実などを基本に予算編成に取り組んだところであります。

その結果、平成28年度一般会計当初予算総額は、平成27年度予算と比較して1.9%減の61億4,000万円としたところであります。

財源的には、歳入の確保と歳出の抑制を基本に編成したところでありますが、最終的に6億3,000万円余りの財源不足を生じたところであります。

この財源不足額につきましては、財政調整基金により調整させていただきましたが、今後の財政運営に当たっては、一層効率的な予算の執行に努めるとともに、財政の厳しい状況を直視し、限られた財源の重点的・効率的な配分に努めて参ります。

平成28年度の主要施策について申し上げます。

人口減少対策等のため策定した総合戦略につきましては、昨年10月の国勢調査人口が予想を上回る減少となったところですが、今後の人口減少が鈍化するよう、毎年度、今後設置予定の総合戦略検証委員会においてKPIを検証しながら、事業を推進してまいります。

また、総合戦略で計画しておりました仮称「かるまい交流駅」につきましては、当町の主要財源であります地方交付税の交付額などを見極め、適正な整備内容となるよう補正予算で対応してまいります。

再生可能エネルギーの推進につきましては、民間事業者が建設を進めている鶏糞バイオマス発電所が平成28年度に稼働を開始予定であり、山内地区に計画されている太陽光発電施設も4月から工事が開始される予定となっており、今後においても順次、建設に係る協議を適切に実施してまいります。さらに、平成28年度は公

共施設の今後の管理計画である「公共施設等総合管理計画」を策定することとしており、老朽化する施設が増加していることから、各施設の存続あるいは廃止を含めた検討を行い、公共施設の適切かつ計画的な管理を行ってまいります。

以下、平成28年度の事業につきまして、新軽米町総合発展計画の7項目の基本計画に基づき申し上げます。

最初に「豊かな暮らしを支えるまちづくり」について申し上げます。

公共交通対策については、高齢者の皆様をはじめとする交通弱者や、高校生の通学手段等として運行しております、町民バス・コミュニティバスにつきましては、利用される皆様の要望等を踏まえつつ、利用しやすい身近な交通手段となるよう取り組んでいるところであり、今後とも交通業者、地域住民が知恵と工夫を出し合いながら、町民の皆様にとって、よりよい交通手段となるよう取り組んでまいります。

防災対策につきましては、近年全国的に豪雨などによる自然災害が多発する傾向にありますことから、国や県においては、必要な防災計画の改正を随時行っており、当町も国や県の計画との整合性を図りつつ、平成27年度に改正を行ったほか、土砂崩壊等の危険箇所や避難場所などの防災マップを作成したところですが、今後におきましては、災害時の自助、共助の取り組みの充実を図ってまいります。

また、老朽化している屋外防災行政無線について、計画的にデジタル化を進め、災害に関する情報等の提供を、関係機関等との連携を図りながら、必要な体制を確立してまいります。

消費者行政推進事業について申し上げます。

消費者行政推進事業につきましては、平成22年度から二戸消費生活センターに委託して消費生活におけるトラブルの防止や解決のために相談活動を進めています。相談には役場窓口においても対応しておりますが、近年、悪質な契約や商法は世代の広い範囲で発生しており、二戸消費生活センターにおける相談員の活動は必要不可欠なものとなっております。

今後とも、研修会への参加などで、窓口対応のスキルアップを図るとともに、構成市町村が連携して二戸消費生活センターの存続と支援を継続し、住民の皆様が安心した暮らしができるように努めてまいります。

道路整備事業について申し上げます。

町道軽米高家線道路改良舗装事業につきましては、平成28年度をもって事業完了予定となっております。このほか町道焼切万谷線、町道赤石峠小玉川線、町道みそころばし竹谷袋線、町道参勤街道線につきましても早期完成に向け、引き続き事業を進めてまいります。

また、通学路等の安全対策として進めている歩道整備事業につきましては、町道下小路保育所線を工事着手する予定であります。

道路維持修繕工事等につきましても、町道観音林線歩道修繕、舗装修繕、側溝修繕、老朽化した道路標識等の撤去工事等を進めてまいります。併せて、橋梁修繕及び点検業務につきましても、継続し通学路の安全対策と町道の適正な維持管理を図り、住民の利便性の向上と交通安全確保を図ってまいります。

住環境の整備につきましては、平成27年度に作成した町営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅の建替え事業を進めるため、町営住宅整備計画策定業務を実施する予定であります。また、一般住宅の耐震診断費や耐震改修工事費への助成事業、住宅リフォーム奨励事業につきましても継続して進めてまいります。

公共下水道事業について申し上げます。

公共下水道事業につきましては、事業面積123ヘクタールについて、計画的な事業推進を図ってまいります。平成28年度におきましては、向川原地区の管路布設工事を進めてまいります。併せて、供用開始区域における下水道の普及促進に努め、公共用水域などの自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

水道事業について申し上げます。

当町の水道事業は、一上水道事業と二簡易水道事業により、「安全な水の安定供給と健全な経営」を目標として運営しております。

平成22年度から、国庫補助事業を導入し、老朽化の著しい小軽米地区簡易水道施設の整備を進めております。平成28年度は、配水管の布設工事等を進めてまいります。

また、老朽化が著しい観音林地区簡易水道及び山内地区簡易水道の施設更新計画等につきましては、平成27年度より2カ年継続事業として進めているところであり、引き続き総合的な見地により十分検討し、適正な整備基本計画を策定してまいります。

次に「結の精神のまちづくり」について申し上げます。

少子高齢化や人口の減少など、地域の社会経済情勢が大きく変化してきている中で、地域が抱える課題も多様化しており、地域課題を解決し、快適で住みよい地域づくりを推進していくためには、地域と行政が同じ視点に立ち、取り組んでいくことが重要であります。

このことから、地域の自主的・主体的活動を支援することを目的とする「行政区活動交付金」及び「地域活動支援事業費補助金」について、各行政区、町内会がより利用しやすい制度となるよう見直しを図りつつ、運用してまいりたいと考えております。

また、地域活動の実践事業の一環として、地域住民が自主的、主体的かつ地域が一体となって取り組む「ユイコのケアドール事業」につきましては、今後とも取り組みをする行政区や地域団体の活動を支援してまいります。

次に「高齢者もいきいき暮らすまちづくり」について申し上げます。

国民健康保険事業について申し上げます。

国保事業の運営につきましては、長引く景気低迷による税収の減少や、消費増税に伴う診療報酬の増額などで、平成21年度から5年度にわたり実質単年度収支が赤字となり、財政調整基金が枯渇し、一般会計からの法定外繰入に依存する、非常に厳しい財政状況となっております。

平成27年度の収支につきましては、国保税の収納と併せ、国庫支出金及び県支出金等の状況を慎重に見極め、医療費の動向と併せ国保会計全体の財政を精査しながら運営しており、新年度予算においても、歳入不足の補填には、引き続き一般会計からの法定外繰入による財政運営をしております。

また、平成28年度においては、平成30年度からの国保の都道府県化を控え、関係法令や運営等について、国等において細部に係る議論が進められているところでございます。

国保の県移行がスムーズに行われるよう、国や県の動向に細心の注意を払い、逼迫する国保会計の運営をこれまで以上に慎重に進め、被保険者への保健指導と適切な医療費抑制に努め、税率改正による被保険者への負担を求めず、現行の保険税率を維持し、国保会計の運営に努めてまいりたいと考えております。

後期高齢者医療事業について申し上げます。

後期高齢者医療事業につきましては、創設から9年目を迎え、制度が十分に定着していると考えられ、今後は、現行制度を基本としながら、国の医療制度改革の動向を注視して、制度を運営してまいります。

また、平成28年度は保険料率の改定時期であります。被保険者の増加に伴う医療費給付費の増加傾向が続く中、余剰金と財政安定化基金を活用し、保険料率を据え置くこととしたところでございます。

住民の皆様には、広報及び出前講座などの活用により、きめ細やかな対応で制度の周知に努めてまいります。

障がい者福祉対策について申し上げます。

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる「障害者総合支援法」に基づき、町においては、平成25年度から平成32年度を計画期間とする、軽米町障害者福祉計画を策定しており、この計画に基づきまして、障がい者の皆様がいきいきと暮らすまちづくりを目指し、障がい者福祉環境の充実に努めてまいります。

また、平成28年4月から、行政機関や事業者等において、障害を理由として差別する行為を禁止するとともに、障害を理由とする差別の解消について規定した、障害者差別解消法が施行されることから、町民の皆様への周知と、自治体としての

対応要領の策定に取り組み、障がい福祉環境の充実に努めてきたところであります。

今後も、国や県の動向を踏まえ、町で策定した計画に基づき、障がい者が自立した社会生活を営むことが出来るよう、障がい福祉サービスや、補装具等の給付とともに、相談支援体制の強化を図るなど、障がい者の皆様の支援に努めてまいります。

次に高齢者福祉対策について申し上げます。

本町の高齢化率は平成28年1月末現在で35.6%となっており、ひとり暮らしや、高齢者のみの世帯も年々増加している状況であり、第6期介護保険計画については、二戸地区広域行政事務組合の方針のもと、制度改正に対応する体制整備を進めております。

本町も要介護状態や、認知症になっても住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けられるよう、各課及び関係機関と横断的な連携強化を行い、引き続き、在宅生活を支援するための、サービスの充実に努めてまいります。

介護予防事業につきましては、65歳以上の全町民を対象に「介護予防のための基本チェックリスト」並びに「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」により、二次予防対象者を把握し、本町の地域課題も併せた介護予防計画を進めているところです。

そのなかの、共食事業の開催地区が3地区増加し、15地区での開催予定となっており、好評を得ているところです。今後とも地域住民が主体となった介護予防活動の推進を広めてまいります。

町民が生涯元気でいきいきと安心して暮らせる町づくりを目指し、地域包括システムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取り組み、町独自の配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携、及び認知症の方々への支援の取り組み等を、一体的に切れ目なく推進しながら、高齢者を地域で支えて行く体制の構築に努めてまいります。

保健事業について申し上げます。

生活習慣病予防に関する健康診査事業は各種がん検診・特定健診実施に向けて各種健診の申込を受け、来年度に向けた準備を進めているところです。

特定健診・特定保健指導は平成28年度で9年目になり、生活習慣病の予防を推進することで医療費の適正化を図っているところです。健診受診率は、休日・夕方検診を実施したことによって向上しております。平成28年度も町民が参加しやすいような実施方法を検討しながら事業実施をしてまいります。

また、町独自に行っている「50歳人間ドック」につきましても利用者の便宜を考え入院、外来選択性など工夫しながら進めてまいります。

母子保健事業につきましては、出産までの妊婦健診14回分を全額公費負担としております。生まれてきた子が元気に育つよう、産婦の心身の健康づくり及び安心

して子育てができるよう、「生後4カ月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」を継続実施し、乳幼児健診、育児教室・幼児教室と共に育児支援体制の一層の充実を図ってまいります。

また、不妊に悩む方が治療を受けた場合の経済的負担の軽減を図る事業として、特定不妊治療支援事業を継続して実施してまいります。

生涯を通じた健康づくりは、乳幼児期からの食生活が重要と言われる中、「早起き・早寝・朝ごはん」をテーマにして、親子で望ましい食生活を考える教室や小中学生を対象とした郷土料理や雑穀を取り入れた親子料理教室などの食育事業を開催し、よりよい食習慣形成を目指しているところです。

こころの健康づくり推進事業として、「精神障がい者社会復帰教室(すみれ会)」、その家族を支える「家族会支援」について取り組んでまいります。昨今の社会情勢の変化を受け、心身へのストレスも多くなっており、岩手県では全県で自殺予防対策に取り組んでおります。当町でも自殺者が多い事から、健診申込みの時は、65歳以上を対象に「基本チェックリスト」を実施し、うつスクリーニングやゲートキーパー養成講座を開催します。また、町内で実施している共食事業や地区の健康教室においても自殺予防講演会を実施し、町民それぞれに対応できる体制を整備してまいります。

次に「子育て支援日本一のまちづくり」について申し上げます。

地域子育て支援事業について申し上げます。

近年、急速な少子化、核家族化の一層の進行や、保護者の就労形態の多様化に伴い、子育て世代を取り巻く環境は、大きく変化しています。

また、地域とのつながりの希薄化などにより地域社会や人間関係のありようが変化し、家庭や地域での子育てに不安や負担を感じている保護者も増加しています。

子育て世代は、社会を支える要であり、今後増え続ける高齢人口を支える世代でもあります。また、子どもたちは、まちに活気をもたらす存在でもあり、次代を担う町の宝であります。

こうした状況を踏まえ、将来に夢を持ち、子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て支援の取り組みを推進してまいります。

児童及び生徒医療費助成事業につきましては、子育て支援の一環として、昨年4月より対象年齢の拡大、医療機関の制限を廃止したところではありますが、さらに本年4月から県内の医療機関を受診する際に、同時に給付申請できるように簡略化を図ることとしております。

また、県では本年8月より岩手県医療費助成事業のうち、未就学児と妊産婦については、医療機関での窓口負担を県で定めた一定負担額のみを支払う「現物給付方式」を導入するとしております。当町といたしましては、導入を受けて、さらに未

就学児と妊産婦にかかる一定負担額を町で負担し、町民の窓口負担をゼロとするなど、子育て支援の拡充を図ることといたします。

子育て家庭の支援活動や、子育て家庭に対する育児不安についての相談などを行う「ピヨピヨ広場」を引き続き青少年ホームに設置し支援してまいります。

また、小学校低学年児童のための「軽米児童クラブ」につきましても、軽米小学校児童のみならず小軽米、晴山小学校の児童も利用できるよう、送迎事業についても継続してするとともに、子育てに係る経済的な負担を軽減するため平成22年度から実施している常設保育園での2人目以降の保育料原則無料化についても継続して実施してまいります。

保育園等の状況について申し上げます。

平成28年度における保育園の入園申込みにつきましては、軽米保育園122名、小軽米保育園31名、晴山保育園51名、笹渡保育園9名の申込みとなっており、全員の入園を承諾することとしたところです。

また、昨年より実施しております野外保育、要支援児へのきめ細やかな対応などの、特色ある保育についても継続して取り組み、保育の質の向上を推進してまいります。

学校教育関係について申し上げます。

学校統合により小学校3校、中学校1校の体制となり、また、軽米小学校の校舎、体育館、運動場も完成し、町内の幼稚園及び小中学校では、整った教育環境のもと、子どもたちは、充実した学校生活を送っております。

児童生徒の学力向上と生活支援を図るため、引き続き町単独による学力向上支援員、特別支援員を各小中学校に配置し、個に応じたきめ細かな指導の充実を進めてまいります。

また、夏・冬の休み期間を利用して、中学校を対象に外部講師による学習会を開催し、学習意欲の喚起と個別指導による学力向上を図ってまいります。

さらに、これまで導入されたICT機器を有効に活用し、子どもの学習意欲と習熟度を高めるため、実践的な教員研修を実施し、ICT機器の活用力を高めながら、学力の向上を推進してまいります。

県立高校再編の動きの中で、軽米高校への支援につきましては、これまで教育環境の整備、英語検定、漢字検定の受験料、給食費、通学費等への助成を行ってまいりましたが、今年は新たにキャリア教育推進事業に支援することにより、生徒確保に向けた軽米高校の充実を図ってまいります。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

軽米町は、昭和62年に「生涯学習の町」を宣言し、協働・参画による町づくりを進めてまいりました。

今年も住民の手による「生涯学習フェスティバル」、「軽米朗読会」など町民による主体的な学習活動を支援し、心の豊かさにつながる多様な学習機会を提供し、文化の薫る軽米町を作ってまいります。

希望郷いわて国体は、今年10月に軟式野球競技が開催されます。国体本番を迎え、野球競技の円滑な運営と内外からの来場者のおもてなし、国体開催に向けた機運を高める事業を推進してまいります。

老朽化が問題となっております町立図書館及び中央公民館の施設整備につきましては、町の各種計画との整合性を図り、みなさまのご意見を伺いながら、総合的に判断してまいります。

次に「豊かな自然と美しい景観のまちづくり」について申し上げます。

環境衛生について申し上げます。町民総参加で町内全域にわたり、道路河川等の清掃を行い、美しいまちづくりと環境衛生に対する意識の高揚を図るため、クリーンアップデー事業を継続実施してまいります。

また、可燃ごみの総重量の約30%を占める生ごみの処理を促進するため、家庭用生ごみ処理機及びコンポストの購入費補助事業を継続実施するほか、家庭用生ごみ、古着等の回収事業につきましても、引き続き実施する予定であります。

町民や事業者の皆さまと連携を図りながら、地域における3R運動（減らす・再利用・再資源化）を進め、環境型社会の形成に取り組んでまいります。

民間事業者による最終処分施設建設計画について申し上げます。

株式会社アルバ環境開発の最終処分場設置計画に係る事前協議が昨年12月3日に不調となりましたが、事業者は計画を断念せず、同月25日、県に対して産業廃棄物処理施設設置許可申請書を提出しました。町といたしましては、引き続き事業者の動向を注視しながら、八戸圏域水道企業団、洋野町と連携しながら建設の阻止、反対の立場を訴えてまいります。

花いっぱい運動推進事業について申し上げます。

花づくりを通じて「花と緑に包まれた町」を創造することを目的に、学校や地域団体等の協力をいただきながら、「花いっぱいコンクール」と「チューリップ植栽事業」等を実施し、往来する町内外の人々の目を楽しませることはもとより、ふれあいと地域づくりの輪を、引き続き広げてまいります。特に本年度は希望郷いわて国体軟式野球競技が当町でも開催されることから、全国から訪れる選手や、観客の皆さんを軽米町らしいあたたかい「おもてなしの心」で迎えられるように、これまで以上に参加を呼び掛け、花いっぱい運動推進に努めてまいります。

次に「資源を活かした地域産業のまちづくり」について申し上げます。

当町の基幹産業である農業などに多大な影響を及ぼす懸念があり、交渉参加表明前から一貫して反対して参りました環太平洋経済連携協定（TPP）につきまして

は、昨年10月5日大筋合意、本年2月4日に調印式が行われたとの報道がありました。

T P Pにつきましては、現時点では、具体的な影響が計り知れない部分があり、国会での審議状況の動向を注視するとともに、協定の批准を行わないよう、町・町議会の皆様とともに求めてまいりたいと考えております。

T P Pの関連施策につきましては、その動向・内容等を注視するとともに、関係機関と連携し、対策などを検討してまいります。

水稲について申し上げます。

県から配分を受けました、平成28年度米の生産数量目標は、2,250トン、面積に換算いたしますと、449ヘクタールとなり、平成27年産と比較し、面積で22ヘクタール増加してございます。

一昨年の主食用米米価の大幅下落を受け、昨年の飼料用米作付面積は255ヘクタールと前年よりも76ヘクタール増加しました。米価は若干回復しているものの、平成28年産の飼料用米作付けは、同程度が見込まれることから、引き続き農家所得の向上を図るため、関係機関と連携し収量向上などの指導を徹底してまいります。

畑作物の振興につきましては、新技術や新品種の導入による生産性の向上を推進するとともに、葉タバコについては、立ち枯れ病予防対策を本年度も継続して支援してまいります。

また、多くの需要が見込まれるエゴマなどの雑穀につきましては、安心・安全はもとより、多様化する消費者ニーズを的確に把握し、売れる商品づくりと、流通販売体制を関係機関一体となって推進するほか、地産地消に取り組み、産地力の強化を図ってまいります。

畜産振興について申し上げます。

和牛の繁殖経営では、子牛価格が高値で推移するなど、畜産経営は全般に安定したものとなっておりますが、T P P調印などの報道もあり、大きな影響が懸念されることから、経営体質の強化を図るため、飼養管理における低コスト化や、担い手農家の規模拡大を推進するための施策に取り組んでまいります。

中小家畜の振興につきましては、県下でも屈指の生産地帯であり、地域の経済に果たす役割も大きいことから、国及び県の価格保証制度に、引き続き町としても助成し、中小家畜の維持と安定的発展を図ってまいります。

次に、日本型直接支払制度につきまして申し上げます。平成27年度は、多面的機能支払交付金事業が16組織、中山間地域等直接支払交付金事業が31組織、環境保全型農業直接支払交付金事業が3組織活動しており、引き続き農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や、営農活動に対しまして支援を行ってまいります。

当町農業の維持発展に不可欠な農地の有効活用と、担い手の育成につきまして申し上げます。

平成27年度は、機構集積協力金交付事業の経営転換協力金1名、耕作者集積協力金6名の支援を行っております。今後も農地の借り入れ、貸し付けに関する機構集積協力金交付事業を活用し、担い手への農地の集積及び集約化を推進するとともに、現在2組の夫婦を含め7名が給付を受けている新規就農・経営継承総合支援事業について、さらに周知を図ってまいります。

農業基盤の整備につきましては、県営事業の中山間地域総合整備事業などにより、農道2路線の整備を行うほか、効率的な農業経営を図るために必要な区画整理事業の推進について検討してまいります。

また、山内地区の農業構造改善センターにつきましては、平成28年度中に設備する予定で準備を進めております。

次に農業委員会の制度改正について申し上げます。

農業委員会に関する法律の改正に伴い、農業委員会の制度も改正されました。これまで農業委員は、公職選挙法に基づく選出と、農業団体などからの推薦により選出されておりましたが、新制度では推薦・応募の結果を受け、議会の同意を得て町長が任命することになりました。

林業関係について申し上げます。

森林整備事業につきましては、引き続き町有林大平事業区の下刈作業及び間伐作業を実施して参ります。また、木炭・しいたけ生産者や森林組合等との連携を図り、森林資源の有効活用、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させることができるよう、引き続き広葉樹里山森林資源活用再生事業を推進し、特用林産物の生産振興を図ってまいります。

商工業振興について申し上げます。

商工業者の育成・指導団体である軽米町商工会及び軽米中央商店会が実施しております各種事業に対して、継続して助成することとし、地元企業の経営基盤強化を図りながら商店街の賑わいを図るため、中小企業の支援を進めてまいります。

また、商工業者の運転・設備資金などの資金確保の円滑化と利子負担の軽減を図るために、町の制度融資の斡旋による利子補給事業を引き続き実施してまいります。

中心商店街の活性化対策について申し上げます。

町内外の郊外型商業施設の出店等により、中心商店街における空き店舗の増加、町内購買力の低下が懸念される状況が続いていることから、今後も引き続きプレミアム付き町内共通商品券を発行するなど、町内商店等の利用促進に努めるとともに、活気が失われつつある中心市街地に公共交通の窓口、町民の生涯学習とふれあいの拠点として、仮称「かるまい交流駅」の整備を図るため、本年度におきましては、

百人委員会等の町民の意見も参考にしながら基本構想の策定を進め、元気あふれる中心商店街の創出に向けた取り組みを進めてまいります。

地場産業の振興について申し上げます。

町商工会が中心となり関係者で組織する認証委員会が認証している「かるまいブランド」は、現在、24品目が認証されているところです。

軽米のものにこだわり、確かな品質を保証し、「食の町かるまい」を県内外に発信するとともに、地場産品の特産品化と、販路拡大事業を支援することにより、新たな農産物や特産品の掘り起こしと、既存商品のブラッシュアップを図り、地場産業の振興に努めてまいります。また、昨年度からの取り組みとしまして、「かるまいシリアルライフ」開発推進委員会を開催し、軽米町の特産品である雑穀について、郷土食中心のイメージから脱却し、「軽米産シリアル」としてのブランド構築のための調査研究、「軽米産シリアル」の商品化のための調査研究を行っているところであり、町としまして特産品化に向け必要な支援をしてまいります。

次に「多様な交流が生まれるまちづくり」について申し上げます。

観光について申し上げます。

軽米秋まつりの開催につきましては、町観光協会が中心となり、実行委員会を組織して実施しておりますが、平成28年度におきましては、9月17日から19日までの3日間の日程で計画しており、町の活性化が図られるような、盛大な秋まつりが開催されるものと期待しているところであります。

雪谷川ダムフォリストパーク・軽米で開催しております森と水とチューリップフェスティバルにつきましては、施設開園27年目を迎えますが、5月の大型連休中の開花に向け、早咲きから遅咲きの珍しい球根の更新を図っており、子供からお年寄りまで楽しめるイベントを検討するとともに、5月8日には、ハートフル・スポーツランドの芝桜と、フォリストパークのチューリップを生かしたウォーキング大会を昨年度に引き続き開催し、「花のまち軽米」を積極的にPRしながら誘客促進を図ってまいります。

最後に、冬期間における誘客事業につきましては、とりわけ岩手県北市町村共通の課題となっていることから、「冬の厳しいかるまい」を逆手にとり、冬の賑わい創出と、町中心部の活性化を図ることを目的として、新たなイベントを平成28年度より開催することとしております。

以上を持ちまして、平成28年度の施政方針とさせていただきますが、本定例会には、委員会の委員の選任・任命に関する同意案3件、過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求める議案1件、条例の制定・一部改正に関する議案12件、損害賠償に関する議案3件、平成27年度一般会計補正予算ほか補正予算案件3件、平成28年度一般会計当初予算ほか当初予算案件6件の合わせて28議案を提案さ

せていただきます。

議員の皆様におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） これで、施政方針演述が終わりました。

◎教育委員長の平成28年度教育行政方針演述

○議長（松浦 求君） 日程第4、教育委員長の平成28年度教育行政方針演述を行います。

教育委員長、戸草内勝夫君。

〔教育委員長 戸草内勝夫君登壇〕

○教育委員長（戸草内勝夫君） 軽米町議会3月定例会の開会にあたり、平成28年度の教育行政方針について、述べさせていただきます、町議会並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

軽米町の教育振興につきましては、これまで、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の方々など多くの皆様のご努力のもと、児童生徒の健やかな成長と生涯学習の充実が図られてまいりましたことに感謝申し上げます。

平成27年度におきましては、軽米小学校の屋外運動場が完成し、すでに完成していた校舎、体育館と併せて、充実した学習環境のもと、子どもたちがのびのびと学校生活を送っております。また、それぞれの小中学校では、学校統合を乗り越えて、新たな歴史を刻むべく、学業やスポーツに精一杯の力を注いでいるところでございます。

平成28年度におきましては、希望郷いわて国体が、10月2日から3日間、ハートフル・スポーツランドを会場に軟式野球競技を開催する予定となっておりますので、大会成功に向けて、準備を万全にしながら機運を盛り上げてまいりたいと思います。

また、軽米の将来を担う子どもたちの成長と生涯学習の町のさらなる発展を期するため、教育基本法の理念をもとに、国・県の動向を十分にふまえ、軽米町教育振興基本計画に基づき、教育行政のなご一層の推進に努めてまいりたいと存じます。

以下、教育施策の主な重点事項について申し述べます。

学校教育の充実について申し上げます。

幼児教育につきましては、教育目標の達成に向けた教育課程の中で、子どもたち一人一人の個性を伸ばしながら、小学校へ続く集団生活への適応力を身につけるよう、創意と工夫に満ちた教育活動を展開します。また、預かり保育や給食の実施など、家庭教育環境の変化に応じた子育て支援の充実を図りながら、特色ある幼稚園づくりに努めてまいります。

学力向上につきましては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るため、理解や習熟度に応じた少人数指導、授業における到達目標の設定と評価など「わかる授業づくり」に向けた教員研修を進めてまいります。また、家庭学習の定着化に向け、「ノーメディアの日」を取り入れ、ゲーム機などのかかわりを適度に抑制しながら、学ぶ意欲、態度の育成に努めてまいります。

各学校に学力向上支援員、特別支援員を配置し、個々の習熟度に応じた学習支援と中学生を対象としたサマー、ウインター学習会の開催など、幅広い取り組みを進めてまいります。

また、中学生、軽米高校生の学力向上に向けて、実用英語技能検定と日本漢字能力検定の受験料の助成を継続して実施する予定であります。

特別支援教育の充実につきましては、就学指導委員会の開催など関係機関との連携を図りながら、児童生徒の様々な障がいの早期発見と、きめ細かな指導・支援を行うとともに、特別支援教育コーディネーターの配置などにより支援体制の充実を図ってまいります。

道徳教育の充実につきましては、規範意識や道徳性の低下が問題となっていることから、「道徳の時間」を充実させるとともに、教育活動全体のなかで子供の人間性、社会性を育み、協調性、思いやりなど心の成長につなげる指導を推進してまいります。

健康教育の充実につきましては、「早寝・早起き・朝ごはん」など規則正しい生活習慣により、感染症予防、肥満予防など健康に暮らす知識と判断力を育ててまいります。

学校給食については、児童生徒の栄養管理と「軽米産食材」を活用した食育を推進し、給食費に対する助成を継続しながら子育て支援を図ってまいります。

環境教育の充実につきましては、太陽光発電など再生可能エネルギーの活用に関する学習や各種リサイクル運動など、家庭や地域を巻き込んだ学習活動に取り組んでまいります。

キャリア教育の推進につきましては、町内事業所の協力をいただきながら、働くことの喜びや厳しさを感じ、自分の住む社会や将来を考える良い機会となるよう職場体験を実施してまいります。

国際理解教育の推進につきましては、小学校、中学校にそれぞれ英語指導助手を継続配置し、小中高合同の英語発表会の開催などにより、コミュニケーション能力の向上と国際理解を深めてまいります。

また、新年度から新たに、現在小学校5・6年で実施している外国語活動を小学校3・4年まで拡大して取り組んでまいります。

情報教育の推進につきましては、教員によるICT機器の活用力を高めるため、

新規に実務的な研修を実施し、タブレットや電子黒板、デジタル教科書等を活用した授業により、児童生徒の学習意欲と習熟度を高めてまいります。

また、子供たちがネット犯罪等に巻き込まれないよう、情報モラルに関する指導を強化してまいります。

適応指導の充実につきましては、生徒指導研修会や学校警察連絡協議会、生徒指導連絡協議会を開催し、関係機関との連携を図るとともに、スクールカウンセラーなどを有効活用し、教育相談体制を確立してまいります。併せて、いじめ防止に向けた日常指導を強化してまいります。また、すべての学校が「いじめ防止基本方針」を策定し、定期的なアンケートの実施や児童生徒の発する信号を早期に発見し、学校全体で組織的に対応できる態勢づくりと職員の意思統一を図ってまいります。今後も学校、保護者、教育委員会が連携して「いじめ」のない学校づくりを推進してまいります。

教員研修の充実につきましては、実践的な教員研修を行い、指導力の向上や資質の向上を図ってまいります。具体的には、児童生徒の学力向上を図るため、授業改善研修会、教務主任研修やICT活用授業研究会などを実施してまいります。

地域に開かれた学校づくりの推進につきましては、学校評議員など外部評価による教育活動の改善を図るほか、町内一斉学校公開日（幼・小・中・高）を実施しながら、保護者や地域と連携・協働する地域に根ざした学校づくりに努めてまいります。

中高一貫教育につきましては、軽米中学校、軽米高等学校の6年間を通じた系統的、継続的指導により、学力の向上を図るとともに、中高一貫教育支援者拡大会議などを開催し、軽米高校のより一層の充実に努めてまいります。

生涯学習の推進について申し上げます。

軽米町は、昭和62年に「生涯学習の町」を宣言し、協働・参画によるまちづくりを進めてまいりました。

生涯学習推進本部を中心として、住民だれもがいつでも、どこでも主体的に学習できる環境を整え、学習の成果を適切に生かす社会の実現に努めてまいります。

具体的には、生涯学習カレンダーなどにより、学習機会の情報提供に努め、ニーズに対応した学習メニューを提供しながら、町民による主体的な活動を支援してまいります。

魅力ある社会教育の推進について申し上げます。

新規事業である学校・家庭・地域の連携協力推進事業を活用し、家庭教育の支援や放課後子ども教室、学校図書支援等の事業を展開してまいります。

家庭教育の支援につきましては、子供を持つ親を対象に、発達段階に応じた子育て、しつけ、食育などに関する家庭教育学級を開設し、子育て支援に努めてまいり

ます。

放課後子ども教室につきましては、すべての小学校に設置し、放課後における子供の活動拠点を設け、地域の方々の協力をいただきながら、安全安心な居場所づくりに取り組んでまいります。

学校支援につきましては、小・中学校及び高等学校の学校図書館の運営を支援し、学校図書を活用促進と充実を図ってまいります。

青少年の学習支援につきましては、音更町相互訪問研修や青少年リーダー研修など体験的な活動の充実を図りながら、将来地域を担う青少年が人間性豊かに成長するよう取り組んでまいります。

公民館及び図書館の運営について申し上げます。

中央公民館につきましては、町民の学習拠点施設として、各種講座の開催やサークル活動などに利用しやすい施設運営に努めてまいります。

学校統合により分館となった笹渡、小軽米、晴山分館の活用につきましては、継続して、地域住民の方々のご意見等をいただきながら、よりよい活用方法を検討してまいりたいと思います。

図書館の運営につきましては、蔵書の充実を図りながら、読書に親しむきっかけとなる催しの開催など、利用者のサービス向上に一層努めてまいります。

生涯学習の拠点となる施設の整備につきましては、町の各種計画との整合性を図りながら、整備について検討してまいります。

生涯スポーツの振興について申し上げます。

町民の健康づくりを推進するため、スポーツ施設、設備の充実を図りながら、誰もがスポーツに親しみ、体力の向上を目指すことができるように、各種スポーツ活動への参加機会の拡大を図ってまいります。

希望郷いわて国体は、今年10月2日から3日間軟式野球競技が開催されます。これまで施設整備を中心に準備を進めてまいりましたが、今年は、県全体のイベントに参加しながら、国体への機運を盛り上げて、内外からの来場者のおもてなしと軟式野球競技の滞りない運営を図ってまいります。

多様で個性ある文化の創造について申し上げます。

芸術文化の振興につきましては、個性豊かな地域文化を創造するため、郷土芸能など町民による文化的な活動を支援し、町民文化祭、生涯学習フェスティバルの開催など活動成果の発表機会や優れた芸術文化の鑑賞する機会を作りながら、町民の創作活動を奨励支援してまいります。

文化遺産の保存と伝承につきましては、町内に存在する貴重な文化財を開発行為によって失うことのないよう、計画的に調査・発掘し、記録保存するとともに、地域に伝わる芸能や郷土資料の伝承活動を支援してまいります。

教育振興運動の推進について申し上げます。

教育振興運動は、教育水準の向上を目指す岩手県独自の教育運動として、地域ぐるみの教育活動が学区単位で展開されてまいりました。

少子化やそれに伴う学校統合などにより、運動のあり方も転換期にあります。各実践区において、「子どもは地域全体で育む」という機運を高め、地域づくりを基盤に据えた大人自らの住民運動として推進してまいります。

以上、平成28年度の教育行政の基本的な方向につきまして、概略を申し述べさせていただきます。

軽米町教育委員会といたしましては、町民各位の深いご理解とご協力をいただきながら、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位の特段のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） これで教育行政方針演述が終わりました。

ここで休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（松浦 求君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第5、同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて、町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第1号の提案理由の説明を申し上げます。

同意案第1号は、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるものでございます。地方税法第423条第3項の規定によりまして、軽米町大字山内第13地割7番地1、坂上清氏を固定資産評価審査委員会の委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

坂上氏の経歴でございますが、昭和25年生まれで、昭和42年3月に軽米町立晴山中学校を卒業し稼業の農業に従事されたあと、町内の民間会社に勤務され平成23年3月に固定資産評価審査委員に就任以来、今日までご協力をいただいております。坂上氏の現在の任期は平成28年3月12日まででございます。任期満了に伴う委員の選任につきましては、委員を経験している坂上氏がもっとも適任と考え、引き続き委員として選任いただきたく皆様方にご同意をお願いするものでござい

す。同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、同意案第1号に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。同意案第1号は原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては原案に同意することに決定しました。

◎同意案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第6、同意案第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。同意案第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて、町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから市町村長の議会の同意を得て任命する方法になったことから別紙名簿のとおり委員の任命に関し議会の同意を求めるものでございます。別紙名簿をご覧ください。

初めに西舘徳松氏でございます。西舘氏は昭和29年生まれで新蛇口地域資源保全会からの推薦であり、平成16年1月より軽米町農業委員を務めております。また、平成19年1月から職務代理者として活躍しておられます。

次に福田光雄氏でございます。福田氏は昭和22年生まれでございます。野場地区農業者の推薦であり、平成16年1月より軽米町農業委員を務められておられま

す。地域の中心的農業者として活躍しておられます。

続きまして、本田健耕氏でございます。本田氏は昭和23年生まれでございます。農家の声を聞き地域農業と農地を守るために応募されました。平成24年1月より軽米町農業委員を務められております。JA職員として経験も豊富で岩手県農業公社の軽米駐在員の経歴、新岩手軽米地区担当課アドバイザーとしても活躍されておられます。

続きまして、中里照夫氏でございます。中里氏は昭和34年生まれでございます。軽米町の農業発展のため努めたいと応募されました。平成16年1月より軽米町農業委員を務めておられます。岩手県農業農村指導士であり二戸管内のまとめ役として活躍されておられます。

続きまして古里典子氏でございます。古里氏は昭和21年生まれでございます。女性の視点でその声を農業委員会に届けたいと応募されました。平成19年1月より軽米町農業委員を務められておられます。地域の中心的農業者として活躍しておられます。

苧谷雅行氏でございます。苧谷氏は昭和30年生まれでございます。新岩手農協農家組合二戸支部軽米地区からの推薦であり、軽米町農協、北いわて農協、新岩手農協の要職を務められ、農業関係の知識も豊富で、活躍が期待されております。

続きまして、下谷地敦雄氏でございます。下谷地氏は昭和36年生まれでございます。これまでの農業委員としての経験を生かしたいと応募されました。平成22年1月より軽米町農業委員を務めておられます。岩手県農業農村指導士でもあり地域の中心的農業者として活躍されています。

続きまして、山田一夫氏でございます。山田氏は昭和36年生まれでございます。軽米町の農業発展のために努めたいと応募されました。平成20年4月より軽米町農業委員を務められております。農事組合法人アグリプロ軽米の代表理事として地域の中心的農業者として活躍されております。

続きまして、畑林悦男氏でございます。畑林氏は昭和40年生まれでございます。北いわて和牛改良組合軽米支部からの推薦であり軽米支部の役員も務められ若手として、また、地域の中心的農業者として活躍されております。

続きまして、鶴飼榮一氏でございます。鶴飼氏は、昭和26年生まれでございます。鶴飼地区農業者からの推薦であり、平成19年1月より軽米町農業委員を務められております。鶴飼地区のまとめ役、地域の中心的農業者として活躍されております。

続きまして、泉山和彦氏でございます。泉山氏は昭和33年生まれでございます。平成22年1月より軽米町農業委員を務められておられます。軽米町の農業発展のため尽力されたいと応募されました。中山間下円子集落協定の代表として地域の中

心的農業者として活躍されておられます。

続きまして、内澤初蔵氏でございます。内澤氏は昭和24年生まれでございます。軽米町土地改良区からの推薦であり平成19年1月より軽米町農業委員を務められておられます。土地改良区の役員、北いわて農協役員などの経歴があり、また、地域の中心的農業者として活躍されておられます。

以上12名の農業委員会の委員の任命につきましてご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、同意案第2号に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。同意案第2号は原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、同意案第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては原案に同意することに決定しました。

◎同意案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第7、同意案第3号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

同意案第3号の提案理由の説明を求めます。町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第3号は、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、軽米町大字晴山第5地割84番地3、田端守氏を教育委員会委員に任命することについて、ご同意いただきたくご提案申し上げるものでございます。また、今回の任命は、同法第4条第5項の規定による保護者であるものの任命をするものであります。

田端氏は昭和46年生まれで、平成2年3月に岩手県立盛岡工業高等学校電子科

を卒業後、青森県立八戸高等技術専門校自動車科に入学されました。平成4年3月に同校を卒業され現在は晴山地区の自宅で自動車整備工場を営んでおられます。田端氏は野球協会の一員として町の野球競技の発展に尽力されており、晴高小学校PTAの時には、スポーツ少年団の指導も熱心に行われたと伺っております。また、これまで、晴山小学校のPTA会長などを歴任され学校運営について力添えいただいていたところでございます。田端氏は現在3人のお子さんが在学中という事もあるため学校教育スポーツ分野に深い理解をお持ちであり、高い識見と高潔な人柄は、誰しもが認めるところでございます。私は、ただ今申し上げましたとおり、教育行政に深い理解と識見を持つ田端守氏を当町の教育委員会委員として任命することについてご同意いただきますようお願い申しあげまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第3号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松浦 求君） ただいまの表決権を有する出席議員は13人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条の規定により、議長において立会人に、2番、中村正志君、3番、田村せつ君の両名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（松浦 求君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松浦 求君） 異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しないもの及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔投票〕

○議長（松浦 求君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。中村正志君、田村せつ君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（松浦 求君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

これは、先ほどの表決権を有する出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 13票

反対 0票

白票 0票

以上のとおり賛成が全員です。

よって、同意案第3号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第1号から議案第25号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦 求君） 日程第8、議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについてから日程第32、議案第25号 平成28年度軽米町水道事業会計予算までの25件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第 1 号 軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについてから議案第 9 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までと、議案第 12 号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例と議案第 14 号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについてから議案第 17 号 平成 27 年度軽米町一般会計補正予算（第 6 号）と、議案第 20 号 平成 28 年度軽米町一般会計予算の合わせて 15 件について、総務課長、日山充君。

〔総務課長 日山 充君登壇〕

○総務課長（日山 充君） 提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 1 号について提案理由の説明を申し上げます。議案第 1 号は、軽米町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決をお願いするものです。過疎地域自立促進特別措置法の施行期間が平成 33 年 3 月 31 日まで延長されたことに伴い、平成 28 年度から平成 32 年度までの計画を策定しようとするものでございます。

次に、議案第 2 号から議案第 5 号までの提案理由の説明を申し上げますが、本定例会には、平成 26 年度に行政不服審査法が公正性の向上や国民の救済手段の充実・拡大の観点から全面改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い行政不服審査法に関連する条例案及び一部改正案を提案させていただいております。行政不服審査法の主な改正点としては、審理員による審理手続き・第三者機関への諮問手続きの導入、不服申し立て手続きを、「異議申し立て」手続きは廃止し、「審査請求」に一元化、審査請求をすることが出来る期間を現行の 60 日から 3 カ月に延長するなどございます。

議案第 2 号から順にご説明申し上げます。議案第 2 号は、軽米町行政手続条例の一部を改正する条例です。行政不服審査法で不服申し立ての手続きが審査請求に一元化されたことから所要の改正をしようとするものです。

次に、議案第 3 号は、軽米町行政不服審査会条例です。行政不服審査法で地方公共団体が行なった行政処分に不服があった場合に審理する委員会を置くことが出来るとされたことから、必要な事項を定めた本条例を制定しようとするものです。

次に、議案第 4 号及び議案第 5 号は、軽米町情報公開条例の一部を改正する条例及び軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例です。議案第 2 号と同様、行政不服審査法で不服申し立て手続きが審査請求に一元化されたことから、所要の改正をしようとするものでございます。

次に議案第 6 号の提案理由の説明を申し上げます。議案第 6 号は、軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例です。地方公務員法の改正に伴い、第 1 条では、軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部について、第 2 条では、一般職の職員の旅費に関する条例の一部について所要の改正をしようとするものです。

次に、議案第7号の提案理由をご説明申し上げます。議案第7号は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例です。地方公務員法の改正により人事行政の運営等の状況に関し報告しなければならない事項が改正されたこと及び議案第2号と同様、行政不服審査法の改正により不服申し立ての手続きが審査請求に一元化されたことから、所要の改正をしようとするものです。

次に、議案第8号の提案理由を説明申し上げます。議案第8号は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新たに定められた「農地利用最適化推進委員」の報酬の額を定めようとするものです。

次に、議案第9号の提案理由を説明申し上げます。議案第9号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。第1条は、平成27年度の給与改定について、岩手県人事委員会勧告と同様に平成27年4月に遡及して給料表等を改正するもので、第2条では、平成28年度の給料表について岩手県人事委員会勧告に基づき、高年齢層の給与を最大3%程度引下げ、若年層を1%程度引き上げる改定を行うとともに、地方公務員法の改正により「級別標準職務表」の作成が義務付けられたことから、当該表を追加し議案第2号と同様、行政不服審査法の改正により、不服申し立ての手続きが審査請求に一元化されたことから、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第12号の提案理由の説明を申し上げます。議案第12号は、軽米町手数料条例の一部を改正する条例です。行政不服審査法の改正に伴い関係書類の写し等の交付について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第14号及び議案第15号の提案理由を説明申し上げます。議案第14号及び議案第15号は、地方自治法第96条第1項12号及び第13号の規定により損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めるものでございます。

議案第14号の内容ですが、和解及び損害賠償の相手方は、議案書に記載のとおりでございます。損害賠償の額は、15万8,760円でございます。和解の内容は、損害賠償の金額を前述の金額とし当事者は、今後本件に関して異議を申し立てないとするものです。損害賠償の原因は、平成28年1月30日午前9時50分頃、晴山保育園内において、園庭側テラス付近の除雪作業中に保育園舎の屋根からの落雪により相手方トラクターのボンネットが破損し損害を与えたものです。

次に、議案第15号の内容でございます。和解及び損害賠償の相手方は、議案書に記載のとおりでございます。損害賠償の額は、10万円です。和解の内容は、損害賠償の額を前述の金額とし、今後「ボクササイズ」の用語を表記に含む記述の公表を行わないことを確約し、和解金の支払い完了により、相手方は、これまでの当該商標権侵害に係る損害賠償請求権を放棄するとするものです。損害賠償の原因は、

町民講座として開催しているエアロビクス教室の生徒募集にあたり、商標権登録されている「ボクササイズ」という用語を町のホームページ及びお知らせ版に無断で使用したことにより、相手方に損害を与えたものです。

次に、議案第16号の提案理由の説明を申し上げます。議案第16号は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、あっせんの申立てに関し議決を求めるものでございます。あっせんの申立て先、あっせんの申立人及びあっせんの相手方は、議案書に記載のとおりです。あっせんの申立ての趣旨は、相手方は、平成24年度及び平成26年度に発生した費用について、損害賠償の額109万3,110円を申立人に支払うようあっせんを求めるものでございます。なお、申立人は、相手方が損害賠償の一部支払いに合意した場合の当該合意額等、損害賠償を求める額から控除すべき額を除いた額であっせんを申し立てることが出来るものとするものです。申立ての原因は、申立人は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用について、損害賠償を求めたものであるが、相手方は、これに応じないものであります。

次に、議案第17号の提案理由の説明を申し上げます。議案第17号は、平成27年度軽米町一般会計補正予算（第6号）です。内容でございますが、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ9,465万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ67億9,916万1,000円とするものです。また、地方債の追加として、第2表地方債補正のとおりとするものです。

次に、議案第20号の提案理由の説明を申し上げます。議案第20号は、平成28年度軽米町一般会計予算です。内容ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,200万円と定め債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、議案書に記載の通りとするものです。

議案第1号から議案第9号まで、議案第12号、議案第14号から議案第17号まで及び議案第20号の併せて15議案につきまして、ご審議のうえご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦 求君） 議案第10号 軽米町税条例の一部を改正する条例と、議案第11号 軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の2件について、
税務会計課長、山田元君。

〔税務会計課長 山田 元君登壇〕

- 税務会計課長（山田 元君） 議案第10号と議案第11号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号と議案第11号につきましては、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、所要の改正をし、議決をお願いするものでございます。

議案第10号の軽米町税条例の一部を改正する条例は、税条例第18条第1項中の字句、不服申し立てを審査請求に改めようとするものでございます。

議案第11号の軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、手数料の額と減免、字句等について改正しようとするものでございます。ご審議のうえ、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦 求君） 議案第13号 軽米町農林業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、産業振興課長、高田和己君。

〔産業振興課長 高田和己君登壇〕

- 産業振興課長（高田和己君） それでは、議案第13号 軽米町農林業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

軽米町農林業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を次のように改正します。第4条の見出し中、異議の申し立てを審査請求に改め、同条第1項中行政不服審査法第6条第1号を行政不服審査法第2条に、異議の申し立てを審査請求に改めるものでございます。提案理由ですが、議案第2号、第4号、第5号などと同様に行政不服審査法の改正に伴い所要の改正をしようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦 求君） 議案第18号 平成27年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第2号）と、議案第19号 平成27年度軽米町水道事業会計補正予算（第2号）と、議案第22号 平成28年度軽米町下水道事業特別会計予算と、議案第25号 平成28年度軽米町水道事業会計予算の4件について、地域整備課長兼水道事業所長、新井田一徳君。

〔地域整備課長兼水道事業所長 新井田一徳君登壇〕

- 地域整備課長兼水道事業所長（新井田一徳君） それでは、議案第18号 平成27年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、給与改定に伴います繰入金の補正及び職員給与費の追加でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,490万円に改めようとするものでございます。ご審議のうえご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして議案第19号 平成27年度軽米町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。このたびの補正は、給与改定に伴う職員給与費の追加でございます。収益的支出を19万2,000円追加し、4億37万6,000円に改め、そして資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を5万円追加し、4億2,383万7,000円としようとするものでございます。ご審議のうえご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第22号 平成28年度軽米町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。内容でございますが、本年度の歳入歳出予算の総額は、1億6,830万円と定めるものでございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号 平成28年度軽米町水道事業会計予算について提案理由をご説明申し上げます。第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入3億9,120万4,000円、支出3億9,102万8,000円とし、第4条の資本的収入及び支出の予定額は、収入2億6,879万4,000円、支出5億920万5,000円と定めようとするものでございます。なお、資本的収入の額が支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。ご審議のうえ、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長(松浦 求君) 議案第21号 平成28年度軽米町国民健康保険特別会計予算と、議案第24号 平成28年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算の2件について、町民生活課長、中野武美君。

[町民生活課長 中野武美君登壇]

- 町民生活課長(中野武美君) 議案第21号と議案第24号の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第21号は、平成28年度軽米町国民健康保険特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億3,000万円と定めるものでございます。

続きまして議案第24号についてご説明申し上げます。議案第24号は、平成28年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,680万円と定めるものでございます。

議案第21号及び議案第24号につきましてご審議のうえご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長(松浦 求君) 議案第23号 平成28年度軽米町介護保険特別会計予算について、健康ふれあいセンター所長、川原木純二君。

[健康ふれあいセンター所長 川原木純二君登壇]

- 健康ふれあいセンター所長(川原木純二君) 議案第23号について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第23号は、平成28年度軽米町介護保険特別会計予算でございます。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,500万円と定めようとするものです。ご審議のうえご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案25件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案25件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案25件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦 求君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月7日、午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午後 零時07分）